

みんなの広場

お知らせ

第27回フードドライブ

フードドライブとは、ご家庭で余っている食品を寄贈いただき、福祉施設や団体、困窮する子育て世代などへ無償で提供するフードバンクちばが主催するボランティア活動です。

寄贈期限

6月30日(水)

寄贈いただきたい食品

インスタント食品・缶詰・レトルト食品・離乳食・米など

※常温保存可能で、賞味期限が2カ月以上あるもの
受取窓口
 八街市社会福祉協議会
 八街市社会福祉協議会
 〒443-0748

千葉県立富里特別支援学校

令和4年度に入学希望する方を対象に、説明・見学・相談を行っています。

「学校見学」のご案内

入学希望する方は、お住まいの教育委員会または、在籍している学校にお問い合わせください。

実施期間

7月31日(土)まで
 午前10時～11時

※対象の方以外で、学校見学

を希望する方は、千葉県立富里特別支援学校へ相談ください。
 千葉県立富里特別支援学校
 教育相談係
 ☎0476-92-2100

楽しく集めよう!

ご当地キャラ

スタンプラリー印旛2021

県立房総のむら、県立北総花の丘公園、佐倉ふるさと広場など、印旛地域の観光施設など20カ所にご当地キャラクターがデザインされたスタンプを設置します。スタンプを集めて応募すると、印旛地域の素敵な特産品などを抽選でプレゼントします。

実施期間

6月15日(火)～8月31日(火)

主な賞品・当選者数

- A賞 8人 うなぎ蒲焼など2種類の賞品
- B賞 24人 梨10kgなど3種類の賞品
- C賞 68人 黒豆の生カステラセットなど6種類の賞品
- D賞 30人 ご当地いんばグッズ

賞品応募締め切り

9月3日(金)必着

※対象施設や賞品など詳しく

は、印旛地域振興事務所ホームページをご覧ください。
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止・変更となる場合があります。最新情報は、印旛地域振興事務所地域振興課へお問い合わせください。

印旛地域振興事務所

地域振興課

☎483-1111

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です

動物を飼っている方は、次の事項を守りましょう。
動物を飼う前にきちんと確認
 ・えさは、きちんとあげられますか？
 ・飼っている周りをきれいに掃除できますか？
 ・病気になるたとき、看病できますか？
 ・お家の全員で飼うことに賛成しましたか？
 ・一生きちんと面倒をみられますか？

犬・猫を飼うときのきまり

- ・犬は、生まれて91日以上経過したら市役所環境課で登録し、狂犬病予防注射を受けてください。
- ・動物には飼い主が分かるようにに名札などをつけましょう。
- ・犬の首輪には、鑑札と狂犬病予防注射済証をつけてください。
- ・道路や公園などで犬を放しではいけません。
- ・猫は、健康と安全のためにも家の中で飼うようにしましょう。

犬・猫を飼うときのきまり

犬は、生まれて91日以上経過したら市役所環境課で登録し、狂犬病予防注射を受けてください。

動物には飼い主が分かるようにに名札などをつけましょう。

犬の首輪には、鑑札と狂犬病予防注射済証をつけてください。

道路や公園などで犬を放しではいけません。

猫は、健康と安全のためにも家の中で飼うようにしましょう。

犬や猫はトイレなどのしつけをしましょう。

不幸な命を増やさないために、犬や猫などは放っておくと、子犬や子猫を次々に生んでしまいます。増えすぎて困らないように、獣医さんに相談して生まないための手術をしてもらいましょう。

動物を捨てるは法律で罰せられます。

人と動物の健康のために、動物の種類や大きさによって、ちょうど良いえさと水をあげましょう。

病気になるたときは、きちんと看病をしましょう。

犬は檻に入れたままだったり、つなぎっぱなしでは運動不足になってしまいますので、散歩に連れていきましょう。

動物の家と、その周りはいつもきれいにしておきましょう。

動物に触る前後には、きちんと手を洗いましょう。



行政相談委員を退任された方々に 総務大臣より感謝状が贈られました

永年にわたり行政相談委員を務められ、3月31日に退任された竹内正臣氏と森井辰夫氏に4月13日(火)市長室において、総務大臣より感謝状が贈られました。



左側から千葉行政監視行政相談センター高橋 巧所長・森井 辰夫氏・竹内 正臣氏・北村市長

年金相談・お手続きの際は ぜひご予約を!

日本年金機構の全国にある年金事務所では、年金相談や年金請求手続きする時には、「事前予約」を、ぜひご利用ください。

予約希望日の1カ月前から前日までに予約できます。

事前予約する際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をお手元にご用意ください。

予約方法
 全国共通の予約専用受付電話(☎0570-05-4890)または、お近くの年金事務所でお申し込みください。

☎212-8621

電波利用環境保護 周知啓発強化期間

総務省では、6月1日(10日)を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動や不法無線局の取り締まりを強化します。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなを守りましょう。

関東総合通信局

不法無線局による混信・妨害

☎03-6238-1939

テレビ・ラジオの受信障害

☎03-6238-1945

地上デジタルテレビ放送の受信相談

☎03-6238-1944